

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:水性洗浄液
品番	:SPC-0188S/SPC-0259/SPC-0422/SPC-0631
会社名	:株式会社ミマキエンジニアリング
住所	:長野県東御市滋野乙2182-3
担当部門	:技術本部
メールアドレス	:ink@mimaki.com
電話番号	:0268-64-2413
FAX番号	:0268-64-5580
緊急時の電話番号	:0268-64-2281
	:公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番
	* 一般市民専用電話
	(大阪)072-727-2499 365日 24時間対応
	(つくば)029-852-9999 365日 9~21時対応
	* 医療機関専用電話
	(大阪)072-726-9923 365日 24時間対応
	(つくば)029-851-9999 365日 9~21時対応
(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合)	
推奨用途	:水系洗浄液
使用上の制限	:インクジェットプリンター用

2. 危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性
 引火性液体 : 区分に該当しない

上記で記載が無いものは、区分に該当しない、分類できない、分類対象外

[GHSラベル要素]

絵表示 なし
 注意喚起語 なし
 危険有害性情報 なし
 注意書 なし

3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分 : 混合物
 成分及び含有量

成分名	含有量 [%]	官報整理番号	CAS No.	備考
有機成分	<5	非開示	非開示	
水	残余	非開示	7732-18-5	

4. 応急措置

吸入した場合

・気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

- 症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合
- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
 - ・大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
 - ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 目に入った場合
- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 - ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
 - ・出来るだけ早く医師の診断を受けること。
- 飲み込んだ場合
- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
 - ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
 - ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護
- ・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
 - ・換気を行う。

5. 火災時の措置

消化剤

- ・化学消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消化剤

- ・なし

特有の消火方法、消火を行う者の保護

- ・適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。
- ・安全に対処できるのであれば、可燃性のものを周囲から取り除く。
- ・指定の消化剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。
- ・周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

引火性

- 引火性はありません。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項

- ・河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。

- ・スcoop、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土等で流出を防ぐ。水での洗浄等も河川等への排出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い保管

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、眼に入らぬよう保護具を着用する。

保管

- ・日光の直射を避け、常温常湿で保管する。
- ・酸化物または爆発物と一緒に保管しない。
- ・通風の良いところに保管する。
- ・盗難防止のために施錠保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。
- ・酸・アルカリと同じ場所に置かない。

8. 暴露防止及び保護措置

[管理濃度、許容濃度]

- ・設定なし

[設備対策]

- ・設定なし

[保護具]

呼吸器の保護具

- ・作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

目の保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

- ・取り扱い場合には、皮膚を直接曝露されないような衣類を着けること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

性状(状態、色)	:透明液体
臭い	:わずかな臭い
粘度	:5 mPa・s以下(25°C)
pH	:7~8 (at 20°C)
沸点(初留点及び沸騰範囲)	:有効データなし
引火点	:100°Cで引火しない(closed cup,ASTM D3278)
燃焼又は爆発範囲の上限下限	:有効データなし
蒸気圧	:有効データなし
蒸気密度	:有効データなし
比重(密度)	:約1.0(25°C)
溶解度	:水に対する溶解性;易溶
n-オクタノール/水分配係数	:該当せず

自然発火温度 :情報なし
 分解温度 :情報なし
 その他 :水溶性

10. 安定性及び反応性

安定性(危険有害反応可能性)
 ・一般的な貯蔵・取り扱いにおいては安定です。
 避けるべき条件
 ・一般的な貯蔵・取り扱いにおいてはありません。
 混触危険物質
 ・酸化剤、爆発物
 危険有害な分解生成物
 ・常温では分解しません。

11. 有害性情報

[急性毒性]

EU指令1999/45/ECに基づいた危険分類に該当しません。

成分名	経口	経皮	吸入(ガス)	吸入(蒸気)	吸入(粉じん、ミスト)
製品として	区分に該当しない	区分に該当しない	分類対象外	区分に該当しない	区分に該当しない

[皮膚腐食性/刺激性]

EU指令1999/45/ECに基づいた危険分類に該当しません。

[眼に対する重篤な損傷・刺激性]

EU指令1999/45/ECに基づいた危険分類に該当しません。

[呼吸器感作性又は皮膚感作性]

EU指令1999/45/ECに基づいた危険分類に該当しません。

[生殖細胞変異原性]

EU指令1999/45/ECに基づいた危険分類に該当しません。

[発がん性]

製品としては区分に該当しない

IARC(国際がん研究機関)の発ガン物質(グループ1,2A,2B)に分類されている物質を処方構成成分として添加していません。

[生殖毒性]

EU指令1999/45/ECに基づいた危険分類に該当しません。

[特定標的臓器・全身毒性-単回ばく露]

製品としては区分に該当しない

[特定標的臓器・全身毒性-反復ばく露]

製品としては区分に該当しない

[誤えん有害性]

製品としては区分に該当しない

12. 環境影響情報

一般注意事項

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
特に、製品や洗淨水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

生態毒性

- ・水生環境有害性 短期(急性)
製品としては区分に該当しない
- ・水生環境有害性 長期(慢性)
製品としては区分に該当しない

13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗淨した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・異種の塗料廃棄物を混合して処理する場合は、各種法規制に従って混合処理の可否を判断すること。

14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国連番号 (UN No.)	: 該当しない
国連輸送名 (Proper Shipping Name)	: 該当しない
クラス (Class)	: 該当しない
容器等級 (Packing Group)	: 該当しない
海洋汚染物質 (Marine Pollutant)	: 該当しない

〔国内規制〕

陸上規制情報 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
必要であれば、荷造り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付する。

海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空規制情報 : 航空法の定めるところに従うこと。

〔国際規制〕

海上規制情報 : IMO/IMDG の規定に従うこと。

航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従うこと。

〔補足説明〕

※イエローカードは該当製品が消防法の危険物に該当し、輸送量が1tまたは1m³以上となる場合に交付対象となる。

15. 適用法令

消防法	:該当しない
労働安全衛生法	:該当しない
特定化学物質等障害予防規則	:該当しない
有機溶剤中毒予防規則	:該当しない
PRTR法	:該当しない

16. その他の情報

参考文献

国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版

本データシートは、作成時または改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた使用以外の特異な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。